1 6 川公審第25号平成16年11月12日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市公文書公開審査会 会 長 安 冨 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申し立て について(答申)

平成14年8月19日付け14川才事第1019号で諮問のありました公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申し立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

不服申立人の公文書閲覧等請求に対し、実施機関川崎市長が行った処分は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成14年7月23日付けで、川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市長(以下「実施機関」という。)に対し、「人権オンブズパーソンの相談受付簿及び相談記録のすべて」の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

実施機関は、平成14年8月2日付けで、本件請求のうち相談受付簿については部分開示処分を、相談記録(人権侵害相談受付カード)についてはカード全体が特定の個人が識別される情報であるとして請求の拒否処分を行った。

異議申立人は、平成14年8月8日付けでこれらの処分のうち拒否処分について、 拒否理由の該当条項の記載はあるものの、該当する理由が付記されておらず、実 施機関の職員からの説明にも問題があり、これは条例に違反しているので、住所、 氏名等の特定の個人が識別される部分を除いて開示することを求めて異議申立て を行った(当審査会諮問第122号事件)。

3 異議申立人の主張要旨

平成14年10月3日付け及び平成16年2月4日付け意見書並びに平成16年6月28日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

情報公開制度は、公文書のすべてを開示することに有意性があるものであり、 不開示は例外であって、それには特別な理由が不可欠である。したがって、その 理由は具体的事由でなければならず、また、仮定としてであれば仮定上の事実関 係に基づいた損なわれる権利利益はなにかを理由としなければならない。

条例第8条の不開示事項の規定は、裁量的条項であって、禁止条項ではない。したがって、処分に際してはその裁量内容の記載は不可欠である。また、処分理由の内容は、業務の性質を解明し、業務の目的達成と個人情報保護の程度を比較検討し、また、職務遂行を妨げる具体的事情やその障害程度が業務目的達成に与える影響と条例による公開原則との比較検討、安全性や秩序についての社会的認識の程度と業務目的達成との関係、予想される被害の程度と業務との関係等の比較検討を行った上で、附記されなければならないものである。

実施機関は、条例第8条第1項に規定する個人識別情報又は個人の識別はできないが個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当すると主張するが、どの情報がそのいずれかに該当するのかの説明はなく、また情報のどの部分が識別性を明らかにするのか、害するおそれのある権利利益はなにで、どのようなおそれが生ずることを予測しているのかが不明であり、処分理由が附記されていない状態である。また、この結果、開示可能な情報の文書は有意でないとの拒否理由によ

る閲覧時の公文書不提供は、閲覧権の侵害であり、条例違反行為である。

カードの記載情報のうち、特定の個人が識別される情報とは、被害者、加害者及び相談者の氏名、住所及び連絡先並びに相談内容中の特定個人名が該当するものであり、これら以外の情報は直接的・間接的に特定の個人を識別することは不可能である。また、特定の個人が識別される情報を除いた情報を見たときに、その情報が誰の情報であるかを知り得る立場にある者等を基準として不開示とすることは、条例上要請されていない。

人権侵害相談事業の執行障害情報を主張するのであれば、その障害事由を述べ、 それに正当性があるか否かを諮問し、処分の適正性を検証すべきである。

4 実施機関の主張要旨

平成14年8月30日付け及び平成15年12月19日付け処分理由説明書並びに平成15年10月31日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

本件拒否処分の対象公文書は、人権侵害相談受付カードであるが、このカードには、被権利侵害者の氏名、生年月日、性別、年齢、結婚歴、職業、住所及び電話番号、相談者の氏名、性別、続柄及び住所、本人(被権利侵害者)同意の有無、今いる場所、家族構成、相談内容、人権侵害があった場所、期間及び内容、権利侵害者、人権侵害の現況及び頻度、他の相談の有無、相談歴、面談希望の有無等、紹介機関、処置・対応の内容、連携機関などの項目について記載している。

(1) 条例第8条第1号の該当理由

これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であるか、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。これは、特定の個人を識別することができる情報を不開示としても他の情報から勝手に自身の事案に結び付け、相談者に痛ましい二次被害をもたらすなど予期せぬ個人の権利利益を害するおそれがあるからである。

また、以上のとおり記載情報を不開示とした場合、カードの項目名のみの開示となり、文書として有意の情報とはならないために請求の拒否処分としたものである。

(2) 条例第8条第4号の該当理由

人権オンブズパーソンへの相談及び救済の申立てにあっては、相談者等に対し、相談等があったことやその内容については一切を秘密にすることを約している。

例えば、子どもの人権侵害に関する相談等は、35パーセントが子ども本人からのもので、子どもの特性として一人で悩むことが多く、相談等をすること自体が子どもの大きな負担となるもので、そのために、相談等の内容の一部であってもそれを開示することは、子どもとの間の信頼関係の構築、維持にとって

重大な支障となるものである。

また、男女平等関係の人権侵害に関する相談等は、多くがDVに関するものであるが、人権オンプズパーソンには救済のための特別な法的権限はなく、関係機関、関係団体等との緊密、迅速な連携と協力体制とが必要となる。したがって、相談者等との間だけでなく、関係機関、関係団体等との信頼関係が必要であり、そのために、相談等の内容の一部であってもそれを開示することは、この信頼関係の構築、維持にとって重大な支障となる。

したがって、これらのことは、人権オンブズパーソンの事業の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがあるものといえる。

(3) 条例第8条第5号の該当理由

公文書の開示請求は何人にも保障され、開示を求める理由は問われないものであるので、相談等の事案の当事者からの開示請求も考えられ、また、開示した公文書の写しがどのように利用されるかもわからないものである。

このため、部分的に開示したものであっても人権侵害の被害者等への第二次的な被害が起こる可能性を否定できず、とりわけDVの人権侵害に関しては生命にかかわる重大な事態に発展するおそれがある。

したがって、公共の安全等に関する情報に該当するものといえる。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書である人権侵害相談受付カードには、受付番号、調査員およびオンブズパーソンの印、電話・面談の区別、受付日、受付時間、被権利侵害者の氏名、生年月日、性別、年齢、結婚歴、職業、住所、電話番号、相談者の氏名、性別、本人の同意の有無、本人から見た続柄、住所、電話番号、今いる場所、家族構成(続柄、氏名、生年月日、同居の有無、職業等)、相談内容の種別、場所、期間、権利侵害者、権利侵害の態様、現況、頻度、他に相談の有無、相談歴、面談希望の有無、予約日時、他機関紹介、処置対応、連携機関、継続・終了の区別を記載するようになっている。

上記記載内容のうち、被権利侵害者の氏名、生年月日、住所、電話番号、相談者の氏名、住所、電話番号、家族の氏名、生年月日など、特定の個人が識別できる情報は開示すべきではないが(条例第8条第1号)、それ以外の上記全ての情報も開示すべきではない。

なぜなら、人権オンブズパーソンに対する相談は、一切公開されることなく、 絶対に秘密が守られることを前提としており、もし相談の一部でも公開される ことがあれば、相談を躊躇する者が出てくることは当然予想され、人権オンブ ズパーソンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことは明らかだからである(条 例第8条第4号)。

したがって、人権侵害相談受付カードの開示を拒否した実施機関の判断は妥

当である。

(2) なお、本件につき、実施機関は、相談者個人が識別できないものとしての相談記録であっても、開示することにより、相談者に二次被害をもたらすおそれなど、予期せぬ権利利益の侵害のおそれがあるとして、不開示情報であるとするが(条例第8条第5号)、相談者個人が識別できないものであれば、相談記録が開示されても、相談者に予期せぬ権利侵害のおそれがあるとは認められないので、条例第8条第5号を不開示の理由とするのは不適当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会(五十音順)

委 員 小 林 美智子

委員鈴木庸夫

委員 髙 岡 香

委員安富 潔